

福岡市早良地域交流センター（仮称）整備事業に係る事業者検討委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に係る法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）に基づき、福岡市が実施する福岡市早良地域交流センター（仮称）整備事業（以下「事業」という。）に係る事業者検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員の選任）

第2条 委員の人数は5人以内とする。

2 委員は、専門的な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員への委嘱事項）

第3条 市長は、次に掲げる事項について、委員から意見を聴取する。

- (1) 法第5条の実施方針に関する事。
- (2) 法第7条に規定する特定事業の選定に関する事。
- (3) 法第8条に規定する民間事業者の選定に関する事。
- (4) その他事業の推進に関し必要な事項に関する事。

（任期）

第4条 委員の任期は、福岡市が法第7条の規定により選定した特定事業に係る事業契約を締結した日までとする。補欠の委員の任期も同様とする。

（委員会）

第5条 市長は、委員の意見聴取を行うため、委員会を開催することができる。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会では、委員の互選により、委員長及び副委員長を選任する。

2 委員長は委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（守秘義務）

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解嘱)

第8条 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民局コミュニティ推進部コミュニティ施設整備課において行う。

(実施の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月5日から施行する。